

豊田市中心小企業依頼試験事業補助金

豊田市内の中小企業のみなさまの**新技術等の研究開発**を支援するため
試験研究機関を利用する際に係る経費の一部を補助します。
※予算の限りでの交付となりますので、お早めにご申請ください。



対象者

市内中小企業（製造業 及び 建設業）
 ただし、みなし大企業に該当しない者 ※

対象事業

- (1) あいち産業科学技術総合センターが行う試験事業
- (2) 名古屋市工業研究所が行う依頼試験
- (3) 公益財団法人科学技術交流財団あいちシンクロトン光センターにおけるビームライン又は高度計測分析機器の利用

対象経費

依頼試験に係る手数料等

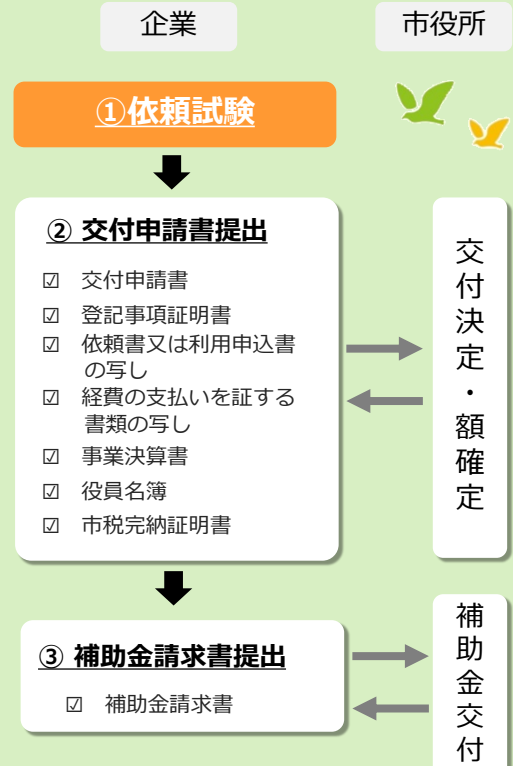
補助金額

補助率：対象経費の **1/2**
 上限額： **1企業当たり 30万円**

※ みなし大企業とは…

- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している者
- ・発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている者

申請から交付までの流れ



様式のダウンロードはHPから

